

## 第 55 回昭島市産業まつり連携イベント出展申込要領

### 1 目的

産業に係るイベント等を通して、市民が昭島市の産業（商業・工業・建設業・農業・観光業）及びあきしまの水を体感し、市内事業者及び産業関係団体（以下、「出展団体等」という）と市民がお互いに交流を深める機会とする。

### 2 内容

令和 7 年 11 月 25 日（火）～12 月 21 日（日）に、昭島市内で、出展団体等が自主的に企画・運営する産業振興に係るイベントについて募集し、出展団体等と産業まつり実行委員会が協力し、産業まつりを盛り上げていく。

#### （1）出展団体等の行うこと

##### ア イベントの自主的な企画・運営

（会場確保、申込受付、事前準備、当日の運営など含む、企画・運営全般）

##### イ イベント実施時における、十分な安全対策

#### （2）産業まつり実行委員会が行うこと

##### ア 産業まつりに関する広報物にてイベントの周知（参加者募集を掲載）

##### イ （2）ア以外に経費の負担は行わない。

### 3 出展要件

#### （1）出展団体等の要件

##### ア 昭島市商工会会員、市内商店会会員、一般社団法人昭島観光まちづくり協会会員、昭島市農業生産団体連絡協議会会員、または市内福祉関連事業者、もしくは公共的団体であること。

##### イ イベントを通じて参加者と友好的な交流が図れる事業者または団体であること。

##### ウ 布教活動や政治活動を行う団体、暴力団員、暴力団密接関係者に該当すると認められる者、公序良俗に反する団体ではないこと。

##### エ 市税の滞納がないこと。

## (2) 出展イベントの要件

- ア 参加者が市内の産業または「あきしまの水」を体感できるイベントであること。
- イ 参加費を徴収する場合は、参加しやすい額とすること。（実費分等）
- ウ 原則、事前申込制とすること。イベント内容により、事前申込が困難な場合は、安全策について産業まつり実行委員会の承認を得ること。
- エ 消防法や食品衛生法等による届出の必要な出店者は、あらかじめ関係機関に届出を行い、許可を得ておくこと。

## (3) その他の要件

- ア イベントで参加者から苦情が寄せられた場合は誠意をもって対応すること。
- イ 産業まつりの趣旨に賛同し、同事業の周知に積極的に協力すること（ポスターの掲出、SNSでの周知など）。
- ウ イベントの実績報告を、別に定める期日までに産業まつり実行委員会事務局へ行うこと。

4 出展料 無料

## 5 事務局

昭島市産業まつり実行委員会（市民部産業活性課内）

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号

電話 042-544-4134